



平成 29 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 荻田 和宏  
(コード番号：2749 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理部長 松宮 美佳  
(TEL 052-933-5419)

## 臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 28 日に公表致しました「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載の通り、当社株主である山口洋氏（以下「請求人」といいます。）より、同日付で臨時株主総会の招集請求を受領致しました。

これを受け、当社は、平成 29 年 10 月 3 日公表の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 29 年 11 月下旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催すべく検討と準備を開始した旨をお知らせ致しましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時及び目的事項等について決議するとともに、**請求人からの提案である本臨時株主総会に付議する議案（以下「本件株主提案」といいます。）の全てに対して反対**することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会の開催概要

- (1) 開催日時  
平成 29 年 11 月 22 日（水）午前 10 時
- (2) 開催場所  
名古屋市東区葵三丁目 16 番 16 号 ホテル メルパルク NAGOYA 3 階「シリウスの間」
- (3) 付議議案
  - 【会社提案】 第 1 号議案 定款の一部変更の件
  - 【株主提案】 第 2 号議案 定款の一部変更の件
  - 第 3 号議案 取締役西井直人の解任の件
  - 第 4 号議案 取締役 1 名選任の件

#### 2. 付議議案の要領及び提案の理由・要旨等

- (1) 【会社提案】 第 1 号議案 定款の一部変更の件  
(議案の要領)  
以下のとおり、定款を変更する。
  - 1. 第 19 条（任期）第 1 項のうち、「選任後 2 年以内」とあるのを、「選任後 1 年以内」と変更する。
  - 2. 次の規定を新設する。
    - 第 7 章 附則
    - (取締役の任期に関する経過措置)

第 44 条 第 19 条（任期）第 1 項の定款変更の効力は、平成 30 年 3 月期に係る定時株主総会の終結のときに生じるものとし、当該効力の発生後、本章は削除する。

（提案の理由・要旨）

**取締役の任期を 1 年に短縮する一方、現任取締役全員が即時に退任し当社の事業運営に支障が生じることを防ぐため。**

請求人が提案する第 2 号議案は、現任取締役全員の即時退任を内容とするものであるが、コーポレート・ガバナンスとは、会社の「持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」のための自律的な取り組みであり、したがって**請求人が提案するような継続性のない乱暴な措置で良化する性質のものでは到底あり得ず、現に運用されている当社の経営体制を継続的かつ発展的に改めながらベター・プラクティスを追求していくべき**ものである。

したがって、定款変更の効力発生時期を附則の新設により適切に調整し、現任取締役の任期である平成 30 年 3 月期に係る定時株主総会終結時に効力が発生することを定めることとする。

（2）【株主提案】 第 2 号議案 定款の一部変更の件

（議案の要領）

以下のとおり、定款を変更する。

1. 第 19 条（任期）第 1 項のうち、「選任後 2 年以内」とあるのを、「選任後 1 年以内」と変更する。
2. 第 28 条（取締役の解任方法）を削除する。

（提案の理由・要旨）

日本の上場会社の多くが取締役の任期を 1 年としており、普通決議での解任を可能としていること、また、適切なコーポレート・ガバナンスを実現するため。

（3）【株主提案】 第 3 号議案 取締役西井直人の解任の件

（議案の要領）

取締役の西井直人を解任する。

（提案の理由・要旨）

定款変更のみで適切なコーポレート・ガバナンスを直ちに実現することは困難であり、社外取締役を増員する必要があるところ、当社の取締役の員数は定款上の上限に達しており社内取締役 1 名を解任せざるを得ないため。

（4）【株主提案】 第 4 号議案 取締役 1 名選任の件

（議案の要領）

第 3 号議案が可決されることを条件として、取締役 1 名を選任する。取締役候補者の氏名等は以下の通り。

（氏 名）佐竹 康峰（さたけ やすみね）氏

（生年月日）昭和 28 年 12 月 1 日

（略 歴 等）昭和 51 年 4 月 株式会社三菱銀行入行

（中略）

平成 27 年 9 月 株式会社レジェンド・パートナーズ社外取締役（現任）

平成 29 年 6 月 住信 SBI ネット銀行株式会社社外監査役（現任）

（提案の理由・要旨）

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するためには、当社の取締役会の監督機能を更に強化する必要があることから、社外取締役 1 名を選任する。

### 3. 付議議案に対する当社取締役会の意見

#### (1) 会社提案に関する補足説明

- ✓ 第1号議案は、現行定款において、当社取締役の任期は2年であるところ、平成30年3月期に係る定時株主総会において選任された取締役から、その任期を1年とする旨の議案になります。第1号議案と同趣旨の議案は、本年6月29日開催の当社定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）においても、請求人とは別の株主様（請求人が提出した大量保有報告書によれば、請求人と共同保有者として名を連ねる株主様）から提案がなされていたものです。定時株主総会の際、当社取締役会は、当社グループの事業の特性に鑑みて取締役の任期は2年とすることが適当であると考えられることなどを理由に、当該株主提案に反対致しました。
- ✓ しかしながら、定時株主総会における上記株主提案は、結果的には否決されたものの、当該株主提案を行った株主様及びその関係者以外の一般の株主様からも相当数の賛成を得ており、また、多くの株主様と積極的に対話を行ってまいりました中で、これに対する肯定的な意見を多く承りました。
- ✓ 上記のような事情に加え、コーポレート・ガバナンスの発展・強化は、当社がこれまでも継続的かつ自律的に取り組んできた事項であることから、本件株主提案を踏まえ、改めて、取締役の任期を1年とすることについて検討し、本臨時株主総会において会社提案として提案することと致しました。
- ✓ 一方で、**請求人が提案する第2号議案は、後述する通り、その承認可決により現任取締役全員の即時退任を内容とするものであり、当社の事業運営に重大かつ深刻な支障を生じさせかねない極めて乱暴な措置であると考えます。**
- ✓ そのため、会社提案においては、取締役の任期を1年に変更する一方、定款変更の効力発生時期を附則の新設により適切に調整し、現任取締役の任期である平成30年3月期に係る定時株主総会終結時に任期の変更が生じるように致しました。

#### (2) 株主提案に対する当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本件株主提案に係る議案（第2号議案から第4号議案）の全てに反対いたします。**

#### 《本件株主提案議案に反対する理由》

① 本件株主提案は、当社の経営体制を不安定にし、事業運営に重大かつ深刻な支障を生じさせるおそれがあるものであること

- ✓ 今般、当社株主である請求人より本臨時株主総会の招集請求がなされましたが、第2号議案である「定款の一部変更の件」は、議案が承認可決された場合、任期が1年以上経過している現任取締役の全員が任期満了となるため、**実質的には取締役全員を直ちに解任することを内容とするものであるといえます。**
- ✓ かかる議案が承認可決された場合、当社は法令に定められた取締役の最低人数（3名）を欠く状態となり、現任取締役の全員が会社法に基づき取締役としての権利義務のみを有することになりますが、このような事態が上場会社の経営体制として適切ではないことは明らかであり、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様の混乱を招くものと考えております。
- ✓ なお、当社は、昨日（平成29年10月16日）20時45分頃、請求人の代理人から、本件株主提案に係る第2号議案のうち定款第19条に係るもの（任期の短縮）について、

議案の要領に「株式会社 JP ホールディングスの次回定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとする。」と変更する旨の電子メールによる通知を受けました。しかしながら、株主が一定の事項を株主総会の目的とすること、また株主提案に係る議案の要領を株主に通知することを求める場合、株主総会の8週間前までに請求しなければならないとされているところ（会社法第303条第2項、第305条第1項）、本臨時株主総会との関係においては、かかる期間を大幅に徒過しているため、当社としては、平成29年9月28日に受領した本件株主提案をもって請求人からの正式な提案内容であるものとして取り扱い、当社取締役会の意見を決議しております。請求人が本件株主提案から3週間近く経過した時点においてこのような変更を突如として通知してきた真意は定かではありませんが、上記のとおり、定時株主総会において請求人と共同保有者として名を連ねる株主様から第1号議案と同趣旨の議案が提案された際には、『平成30年3月期に係る定時株主総会において選任された取締役からその任期を1年とする』旨の条件が付されていたこと、また、本件株主提案は弁護士が代理人として行っており、当該弁護士は、定時株主総会において株主提案を行った株主の代理人として議決権行使書の閲覧請求等も行っているため、**請求人が上記事実（第2号議案が承認可決された場合、現任取締役全員が任期満了により即時に退任することになること）を看過していたとは到底考え難く、本件株主提案からその変更の通知に至る一連の不自然な行為には、その背後に何らかの意図が隠されていると考えざるを得ません。**いずれにせよ、本件株主提案から3週間近く経過し、本臨時株主総会の開催予定時期に照らし明らかに8週間に満たない時点において、議案の要領の変更を突如一方的に通知すること自体、本件株主提案が慎重な検討を欠いた杜撰なものであることを端的に表していると考えます。

## ② 本件株主提案は、単独の株主グループに取締役の解任権を付与するものであること

- ✓ 請求人及びその共同保有者が平成29年10月13日に提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、請求人及びその共同保有者（以下「請求人グループ」といいます。）は、合計35.16%の株券等保有割合を有しており、当社の株主総会における実際の出席率を考慮すると、請求人グループ単独で出席株主の過半数を確保し得る議決権を保有しているといえます。さらに、請求人グループは、大量保有報告書の変更報告書により明らかになっているだけでも、平成29年8月16日以降平成29年10月5日まで、頻繁かつ継続的に当社株式を市場において買い増しており、請求人グループの議決権はさらに増加することが強く推測されます。
- ✓ このような状況を前提にすると、第2号議案が承認可決されて取締役の解任の要件が議決権の過半数となった場合には、**請求人グループは、他の株主の皆様の意向を無視して事実上単独で取締役を解任することができることとなります。**
- ✓ このように、取締役の解任要件に関する規定を削除する定款変更議案は、請求人グループが単独で取締役の解任権を有するためのものにほかならず、このような議案は、多様な株主の皆様のご意見が反映されるべき上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方として適切ではないことは明らかです。

## ③ 請求人が当社の経営に関与する人物として不適格であること

- ✓ 請求人は、本件株主提案に関連して、「請求人自らが当社の経営に参画しようとする意志を有するものではない。」と述べていますが、当社は、本件株主提案に至るまでの間において、請求人が当社の経営に関与しようとする強い意志を有していることを窺わせる発言を繰り返している事実を確認しており、また、上記のとおり、本件株主提案において、当社の現任取締役を直ちに退任させることを内容とした議案を提案しながら、その意図を明らかにしていなかったことも併せ鑑みると、本件株主提案に関連する上記記

載は信用性に欠けるものであり、請求人の真意を秘匿しようとするものである疑いが強いと考えております。また、請求人は、大量保有報告書において、その保有目的を、いまだ「創業者として、状況に応じて重要提案行為等を行うこと」としていること、請求人グループは、平成 29 年 10 月 5 日時点において合計 35.16%の株券等保有割合を有しており、直近でも、当社株式を頻繁かつ継続的に買い増していることなどからすると、請求人が、少なくとも何らかの形で当社の経営に関与しようとする姿勢は明らかであるといえます。

- ✓ しかしながら、請求人は、平成 27 年 2 月 17 日付で辞任した当社の元代表取締役社長であるところ、当該辞任に至る経緯に鑑みると、当社の経営に関与する人物として不適格であるといわざるを得ません。
- ✓ 具体的には、請求人が辞任した直後に、当社が外部の弁護士 3 名の協力を得て行った調査（以下「本件調査」といいます。）の結果、請求人には、当時当社に在籍していた女性社員に対する重大なセクシャル・ハラスメントに該当する事実（以下「本件事実」といいます。）があったことが明らかになっております。
- ✓ 本件事実は、少なくとも重大なセクシャル・ハラスメントに該当し、より深刻な事件に該当する可能性もあると考えられたため、平成 27 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において請求人に対し事実関係を確認したところ、請求人は問題となった行為の事実を認め、最終的に体調不良による入院を理由として辞任する意向を示したものです。
- ✓ このような人物が、保育・子育て支援事業という公共性の高い事業を営む当社の経営に関与することが適切ではないことは明らかであり、本件調査においても、当社グループ内への影響、当社グループの社会的信用への影響、事業運営上のリスクなどの観点から、請求人が取締役としての適格性を欠くことは明らかであることが認定されています。

#### ④ 当社のコーポレート・ガバナンス

- ✓ 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要な課題であると認識し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任を果たすことにより、中長期にわたる企業価値の向上を図り、健全性、透明性、効率性の高い経営体制の確立に努めております。
- ✓ そのような観点から、当社においては、取締役が監督機能を発揮するための適切な取締役会の構成として、社内の重要な事業の責任者を取締役として選任することで、経営判断に必要な情報が十分に取締役会において共有され、活発な議論が促される一方、高い独立性を有する社外取締役を選任することで、独立した客観的な立場において経営陣からの提案について多角的かつ十分な検討がなされており、取締役会の機能は高い実効性を発揮していると考えております。
- ✓ 株主提案議案において解任の対象とされている西井直人氏は、平成 20 年に当社グループ子会社に入社後、保育所新設に関する開発業務及び自治体との間における保育検討についての折衝業務等を担当し、平成 25 年からは当社の業務執行担当取締役として、子育て支援事業に責任ある立場から取締役会における活発な議論を通じた適切な意思決定に貢献しております。
- ✓ 同氏を「数合わせ」のために解任することは事業運営上の悪影響が想定され、ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると考えております。  
また一方、当社の社外取締役は、それぞれの専門性を活かして取締役会の監督機能の実効性確保に貢献しており、さらに社外取締役として佐竹氏を選任する必要性は認められず、むしろ、佐竹氏を取締役に選任するために西井氏を解任することの悪影響の方が大きいと考えます。
- ✓ 言い換えますと、当社は、「数合わせ」のために経験と責任ある業務執行取締役を解任しようとする姿勢こそがコーポレート・ガバナンスの軽視に他ならないものと考えま

す。当社は、継続性ある取組みの中で、透明性があり効率の良い意思決定の仕組みを構築して参る所存です。

以 上